東京大学職員の職に関する規則

令和２年７月３０日
役員会議決
東大規則第９号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則第９条及び第１０条の規定により置かれる事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員の職について定める。

（区分等）

第２条　前条に規定する職員の区分、職制、職種及び職名は、別表のとおりとする。

２　前条に規定する職員の職務は、別に定める。

（職制）

第３条　前条に規定する職員の職制は、次に掲げるとおりとする。

(1)　基幹職　企画立案等の基幹業務に従事する。

(2)　専門職　特定の専門的業務に従事する。

(3)　支援職　基幹職、専門職等からの指揮命令の下、定型的な業務に従事する。

附　則

この規則は、令和２年７月３０日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表

区分	職制	職種	職名
事務職員	基幹職	総合職（事務・図書・施設）	部長/事務部長/担当部長/柏地区事務機構長
			次長
			事務長/課長/担当課長
			副課長/副事務長
			専門員
			上席係長
			主査
			事務室長
			係長/専門職員
			主任
			一般職員
			シニアスタッフ（事務）/シニアスタッフ（図書）/シニアスタッフ（施設）
		職域限定職（事務・図書・施設）	主事員
	専門職	専門職（事務・図書・施設）	上席チーフエキスパート
			チーフエキスパート
			エキスパート
			シニアエキスパート（事務）/シニアエキスパート（図書）/シニアエキスパート（施設）
		職域限定職（事務・図書・施設）	上席高度主事員
			高度主事員
技術職員	専門職	専門職（技術）	上席技術専門員
			技術専門員
			技術専門職員
			一般技術職員
			シニアエキスパート（技術）
		職域限定職（技術）	上席高度技術員
			高度技術員
			技術員
		専門職（医師）	特任臨床医
			医員
			専攻研修医
			病院診療医
			臨床研修医
			薬剤部長
			副薬剤部長
			薬剤主任
			薬剤師
			診療放射線技師長
			副診療放射線技師長
			主任診療放射線技師
			診療放射線技師
			副病態栄養治療部長

区分	職制	職種	職名
医療職員	専門職	専門職（医療技術）	栄養管理部副部長
			主任管理栄養士
			管理栄養士
			主任栄養士
			栄養士
			臨床検査技師長
			副臨床検査技師長
			主任臨床検査技師
			臨床検査技師
			衛生検査技師
			臨床工学技士長
			副臨床工学技士長
			主任臨床工学技士
			臨床工学技士
			リハビリテーション技師長
			リハビリテーション副技師長
			主任理学療法士
			理学療法士
			主任作業療法士
			作業療法士
			主任言語聴覚士
			言語聴覚士
			主任視能訓練士
			視能訓練士
			主任あん摩マッサージ指圧師
			あん摩マッサージ指圧師
			主任歯科衛生士
			歯科衛生士
			主任歯科技工士
			歯科技工士
			医療技術職員
			シニアエキスパート（医療技術）
		専門職（看護）	看護部長
			副看護部長
			看護師長
			副看護師長
			看護師
			助産師
			保健師
			シニアエキスパート（看護）
		専門職（特任）	特任専門員
			特任専門職員
		専門職（高度学術）	高度学術専門員
			高度学術専門職員
		専門職（学術）	学術専門職員
			自動車運転手
			調理師

区分	職制	職種	職名
その他必要な職員	専門職	専門職（技能）	医療技術補助員
			看護助手
			シニアエキスパート（技能）
		専門職（労務）	用務員
			シニアエキスパート（労務）
		職域限定職（学術）	上席高度学術員
			高度学術員
			学術員
	支援職		事務補佐員
			技術補佐員
			技能補佐員
			教務補佐員
			医療技術補佐員
			看護技術補佐員
			看護補助者
			用務補佐員

沿革

東京大学職員の職に関する規則

体系情報

□第２編　総務及び人事
　▽第３章　就業規則等

沿革情報

◆令和０２年０７月３０日　役員会議決
◇令和０３年０２月１８日
◇令和０５年０３月２３日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０８年０３月１９日